

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成27年3月1日号  
岩沢北部・南部地区  
★★★ 合併号 ★★★



- ◆平成26年度の事業進捗状況
- ◆下水道課からのお知らせ
- ◆土地区画整理事務所からのお知らせ



## 平成26年度の事業進捗状況

### 【岩沢北部地区】

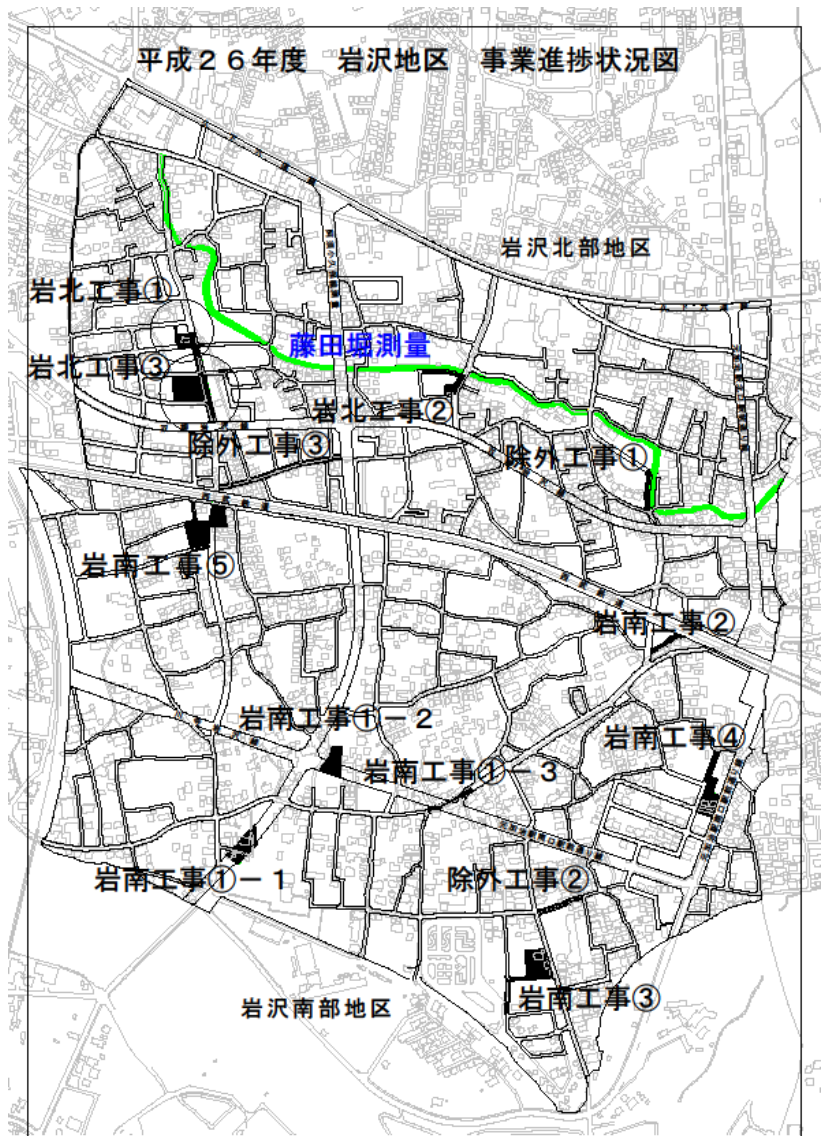
今年度、区画整理事業区域では右図面のとおり、3箇所の道路築造工事及び宅地造成工事を実施しています。①、③の工事箇所については埋蔵文化財調査の影響により6月末の完成予定となっています。②の工事箇所については完成しています。

次に区画整理除外区域では2箇所の道路築造工事と舗装打換工事を実施し、建物移転については昨年度に引き続き笠縫地区を結ぶ都市計画道路双柳岩沢線及び岩沢第二汚水幹線上の5件の建物移転を実施しました。③の工事箇所については舗装打換工事が完成し、①の工事箇所については下水道工事の影響により6月末の完成予定となっています。

その他、埋蔵文化財調査の実施や地区を東西に流れる藤田堀の現地測量も実施しました。境界立会い頂きました方々へはお忙しい折、ご協力頂きましてこの場をお借りしてお礼申し上げます。

### 【岩沢南部地区】

区画整理事業区域においては都市計画道路阿須小久保線をはじめ、7箇所の道路築造工事及び宅地造成工事などを実施しています。①-1、①-2、①-3、③、④の工事箇所については完



成し、②については6月末、⑤については5月末の完成予定となっています。また、建物移転については都市計画道路阿須小久保線及び元加治駅南口駅前通り線用地と岩沢第一汚水幹線用地確保のため、4件を実施しています。

区画整理除外区域では②の工事箇所である白鳥幼稚園北側の道路の舗装打換工事が3月末の完成予定となっています。その他、埋蔵文化財調査、岩沢郵便局交差点から北上する岩沢第一汚水幹線道路拡幅のため、3件の工作物移転などをそれぞれ実施しました。

## 平成26年度の主な工事実施箇所

### <岩沢北部工事②・一部造成及び道路築造>



### <除外工事③・道路舗装打換>



### <岩沢南部工事①-1・阿須小久保線道路築造>



### <岩沢南部工事④・一部造成及び道路築造>



事業に支障となる電柱等は民地への移設が基本となります。電気・電話等は皆さまが日常生活で欠かすことのできないものですので、ご協力をお願いします。



## 下水道課からのお知らせ（平成26年度工事）

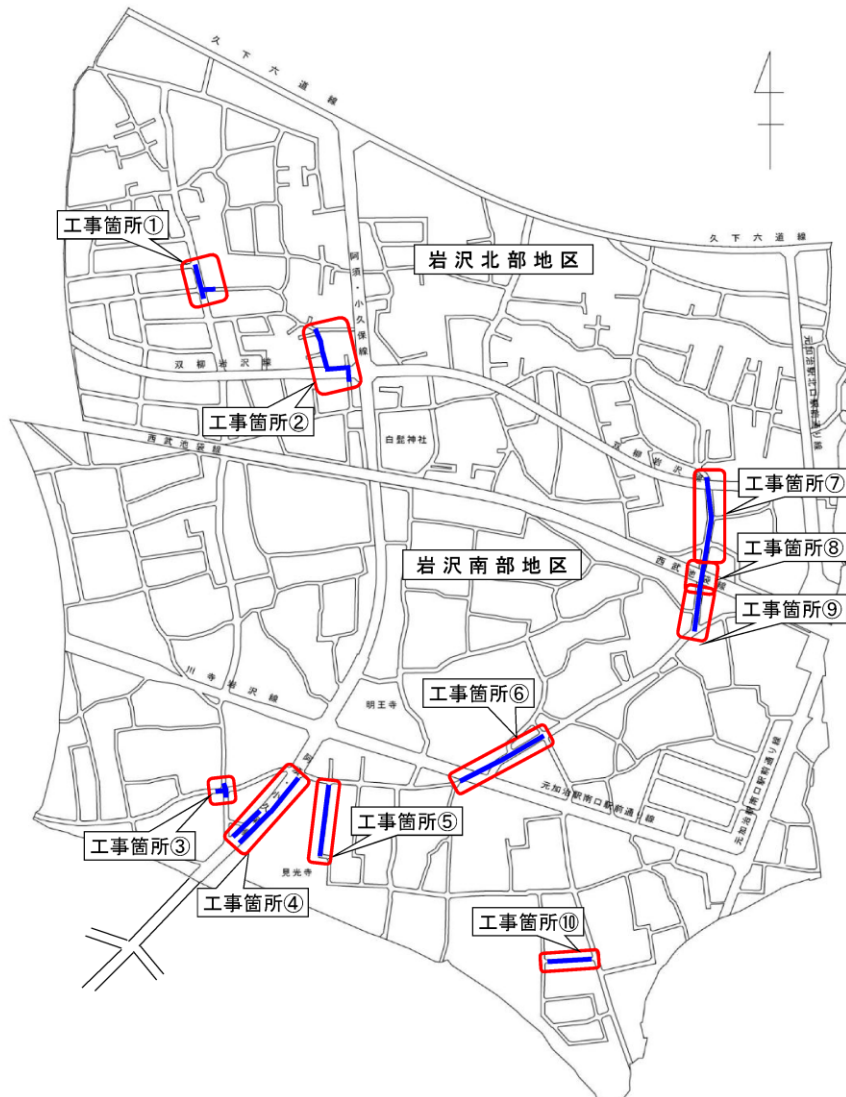
平成26年度の岩沢地区の下水道工事の進捗状況についてお知らせします。（工事箇所図参照）

工事箇所図番号	工事着手(予定)	工事完了(予定)	備 考
①	平成27年 2月中旬	平成27年 3月下旬	
②	平成27年 1月上旬	平成27年 3月下旬	下水道工事に伴う水道管移設工事あり
③	平成26年 4月上旬	平成26年11月14日	完了済
④	平成26年10月上旬	平成26年12月17日	完了済
⑤	平成26年 9月上旬	平成26年10月31日	完了済
⑥	平成26年 8月中旬	平成26年10月24日	完了済
⑦	平成26年 9月下旬	平成27年 3月中旬	
⑧	平成26年 8月下旬	平成27年 3月中旬	
⑨	平成26年11月下旬	平成27年 3月下旬	
⑩	平成26年 9月上旬	平成26年 9月29日	完了済

工事期間中は大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先: 下水道課 整備担当 042-973-3433(直通)

### 工 事 箇 所 図





# 土地区画整理事務所からのお知らせ

## ○保留地（宅地）公売のお知らせ

保留地（宅地）の公売を先着順で受付けています。土地をお探しの方は区画整理事務所まで申し込みをお願いします。また、市ホームページにも情報を掲載していますのでご覧ください。

地区名	街区	画地	地積㎡	総価格(円)	地区名	街区	画地	地積㎡	総価格(円)
笠縫	56	2	100.44	5,544,288	笠縫	68	30	139.00	9,577,100
笠縫	56	16	118.99	8,662,472	笠縫	118	1	230.98	15,267,778
笠縫	108-2	1	182.36	13,129,920	笠縫	112	5	137.76	8,940,624
笠縫	125	9	117.70	9,039,360	笠縫	122	11	100.88	6,627,816
笠縫	136	19	110.40	8,302,080	笠縫	132	15	90.01	6,840,760
笠縫	140	2	224.49	15,265,320	双柳南部	5	7	103.78	8,437,314

※ 換地処分が完了するまで、保留地は他に譲渡できません。

## ○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

### ☆土地区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談ください。

### ☆土地区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で土地の区画形質の変更・建築行為・工作物等の設置を行う場合は、地区計画による制限を受けることとなります。着手する日の30日前までに都市計画課へ届出が必要となります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることとなります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談ください。

## ○権利変動の届出のお願い

土地区画整理地区内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありましたら必要書類(登記事項証明書等)を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

## ○迷惑駐車について

岩沢地内の道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思っていてもご近所へ迷惑をかけていたりすることもあり、ご近所間のトラブルになる可能性があります。ルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。



編集発行	飯能市土地区画整理事務所
住所	飯能市大字笠縫112-1
電話	042(973)8682
Eメール	kukaku@city.hanno.saitama.jp